

平成23年3月25日

豊洲地区用地における東京都との土地売買契約ならびに  
土壌汚染対策費の負担に関する合意について

東京ガス株式会社  
東京ガス豊洲開発株式会社

東京ガス株式会社（社長：岡本 毅）と東京ガス豊洲開発株式会社（東京ガス 100%出資子会社 社長：柳澤道夫）は、東京ガス㈱と東京ガス豊洲開発㈱（以下、「東京ガス」）の所有する豊洲地区用地の売買ならびに、東京都が新市場予定地で実施いたします土壌汚染対策費の負担について、東京都と協議の結果、下記のとおり合意いたしました。

記

1. 豊洲地区用地売買契約について

- (1) 売却価格 約559億円(内訳：東京ガス㈱ 約32億円、東京ガス豊洲開発㈱約527億円)  
(2) 売却用地面積 105,193㎡  
(内訳：東京ガス㈱6,453㎡、東京ガス豊洲開発㈱98,740㎡)

(3) 売却時期 平成23年3月31日

(4) 売却契約に至る経緯

東京ガスと東京都は平成14年7月に築地市場の豊洲移転の受け入れに関する合意書を締結しており、新市場予定地内の東京ガス用地について、東京都へ売却することとなっております。このたび東京都と売却に関する協議が整いましたので、本日の合意に至りました。

2. 土壌汚染対策費用の一部負担について

- (1) 負担額 78億円(内訳：東京ガス㈱約2億円、東京ガス豊洲開発㈱約76億円)  
(2) 負担理由

東京ガスは豊洲地区用地について、平成10年から土壌調査を実施し、平成13年にその調査結果を公表の上、東京都の「環境確保条例」並びに東京都との合意に基づいて対策工事を実施し、平成19年4月に「汚染拡散防止措置完了届出書」を東京都に提出して確認をいただき、対策工事を完了しました。

その後、東京都が「食の安全」のために実施しました詳細調査において、汚染が確認され、東京都は市場施設建設に伴い土壌汚染対策を実施することとしておりますが、自然由来を除いた土壌汚染は東京ガス㈱の工場操業に由来するものと考えられ、市場が公益性の高い施設であることから、これまでの経緯を踏まえ、東京都との協議の結果、東京都が実施する土壌汚染対策費の一部を負担することといたしました。

3. 今後のスケジュール

本年3月31日に豊洲地区用地の売買契約書ならびに土壌汚染対策費の一部負担についての協定を締結する予定です。